

第5回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会
議事要旨

日時	令和7年1月10日(金) 13時30分～14時40分	
場所	中津川市環境センター 2階 大会議室	
出席者	委員	八鍬委員、肥後委員、柴原委員、古谷委員、長谷川委員、保母委員、安藤委員、加藤委員、瀬瀬委員、別府委員、今井委員、大塩委員(欠席:成瀬委員)
	オブザーバー	吉村氏、柘植氏、野原氏
	事務局	中津川市 丹羽部長、吉村課長、長瀬所長 恵那市 梅村部長、磯村課長、佐藤課長補佐、平林所長 中津川・恵那広域行政推進協議会 山田事務局長、林課長補佐、西尾係長、阿部係長 株式会社エックス都市研究所 坂田主席研究員、松島主任研究員、長友研究員、メルリーニ研究員
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設整備基本構想(素案)【資料1】 ・中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について【資料1の説明】 (2) 建設候補地公募要項及び評価基準の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・中津川・恵那広域ごみ処理施設建設候補地公募要項(案)【資料2-1】 ・建設候補地評価基準(案)【資料2-2】 ・建設候補地公募要項及び評価基準の策定について【資料2の説明】 4. 今後の予定について 5. その他 6. 閉会 	

事前確認

(事務局)

委員会開会前に事務局から連絡いたします。

まず、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただいた資料は5点でございます。1点目は「資料1 基本構想(素案)」、2点目は「資料1の説明」、3点目は「資料2-1 建設候補地公募要項(案)」、4点目は「資料2-2 候補地評価基準(案)」、5点目は「資料2の説明」です。皆様お揃いでしょうか。

なお、資料1「一般廃棄物処理施設整備基本構想(素案)」の内容について誤りがございました。正誤表を机上へお配りしましたので、ご確認をお願いします。

次に、発言についてですが、記録を残すためマイクをご用意していますので、発言の際にはマイクをご使用していただきますようお願いいたします。

次に、傍聴者の皆様へお願いですが、委員会のスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から第5回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を開会いたします。

本日、成瀬委員から欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

なお、この会議は「中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規程」第3条に基づき、原則公開とさせていただきますので、ご了承ください。

また、恵那市議会の改選に伴い、オブザーバーが交代となりました。

ここで、一言ご挨拶を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(オブザーバーの自己紹介は省略)

(事務局)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに委員長よりご挨拶を頂きます。よろしくお願い致します。

2. あいさつ

(委員長)

当委員会も第5回目ということで、先日は、佐久平クリーンセンターの見学に行かせていただいたり、議論を進めていただいたりしたところでございます。

本日は基本構想の関係と公募要項を進めて参りたいと思っておりますので、皆様、忌憚のないご意見を寄せていただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、事務局より「第4回検討委員会」の内容報告および、本日の内容について説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局より11月19日(火)に開催いたしました「第4回検討委員会」について、内容の報告と、本日、第5回の内容について説明いたします。

第4回検討委員会では、広域ごみ処理基本構想の策定について、「一般廃棄物処理施設整備基本構想(素案)」と、「建設候補地の公募要項及び建設候補地評価基準(案)」についてご説明させていただきました。委員の皆様からは、整備対象施設の面積の考え方や、建設候補地の選定の流れを中心にご議論をいただきました。

また、検討委員会後には、皆様より、素案の内容につきまして、改めてご確認をいただき、ご意見等を頂いております。なお、各資料につきまして、誤字の修正や、用語の統一なども再度、確認いたしました。

本日、第5回検討委員会は、第4回検討委員会で皆様から頂いたご意見を基に、「基本構想」と「建設候補地公募要項及び評価基準」について、内容を整理しましたのでご報告いたします。議事につきましては、(1)「一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定について」、(2)「建設候補地公募要項及び評価基準の策定について」です。ご検討いただきたい内容を簡潔に要点にまとめ、パワーポイント資料でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、本日、皆様に改めてご検討いただいたうえで「基本構想(案)」と「公募要項及び評価基準(案)」を完成する予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

3. 議事(1)

(委員長)

事務局の説明が終わりました。それでは本日の議題に移りたいと思います。

3番の議事(1)「中津川恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

3番の議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」ご説明します。

「資料1の説明」をご覧ください。本日は、第4回検討委員会で委員の皆様から頂いたご意見とご意見に対する方針、それから、第5回検討委員会の検討項目について説明いたします。

2ページをご覧ください。

はじめに第4回検討委員会で頂いたご意見についてです。基本構想に関するご意見は1件でした。頂いたご意見と方針について説明いたします。

広域ごみ処理施設は、今以上にごみの搬入が便利になり、市民の直接持ち込みの頻度が増えることで、自動車の予期せぬ動きや人の飛び出しによる事故の発生を心配します。また、年末年始やGW、お盆等の大型連休は直接持ち込みで混雑し、渋滞が発生することで、ごみの収集業務がスムーズにいかない心配もあります。そこで、搬入の経路、動線は市民と収集事業者を別々に考えていただきたい。と、ご意見を頂きました。

方針といたしまして、搬入の動線につきましては、令和7年度以降に策定する「施設整備基本計画」において検討いたします。検討の際には、頂いたご意見を参考にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

3ページをご覧ください。

「第2回検討委員会」でご説明させていただいた基本構想の策定手順ですが、本日は赤の太枠で囲った部分、「整備スケジュールの整理」、「事業主体の整理」それから「概算事業費及び財源計画の整理」の3項目について、次ページ以降でご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。はじめに整備スケジュールについて説明します。ページの右上に基本構想の該当ページを記載してありますので、ご参考にして下さい。

広域ごみ処理施設は、令和15年度の施設稼働開始を目指しています。この整備スケジュールは、今後実施予定の①から⑦の7つの項目について、5ページから8ページで、それぞれにご説明させていただきます。

それでは、5ページをご覧ください。

①の「施設整備基本計画策定」は、基本構想に基づいて広域ごみ処理施設の整備内容を具体的に定めるもので、令和7年度から令和8年度の2か年で策定予定です。特に、広域ごみ処理施設の整備にあたっては、両市のごみ分別区分の統一が必要であり、ごみ分別区分と施設規模、そして処理方式は密接に関わるため、重要な検討内容となります。

②の「整備用地の選定」につきましては、今年度、当委員会においてご検討いただいた「建設候補地公募要項」及び「候補地評価基準」に基づいて、建設候補地を公募し、令和7年12月中に候補地を決定する予定です。

6ページをご覧ください。

③の「循環型社会形成推進地域計画の策定」は、地域の循環型社会形成推進のために地方公共団体が作成する一般廃棄物処理に関する総合的な計画です。

国からの交付金である「循環型社会形成推進交付金」を活用したごみ処理施設整備には、この「循環型社会形成推進地域計画」の策定が必要となっており、令和8年度の策定を予定しています。

続きまして、④の「民間活力導入可能性調査」について説明します。

ごみ処理施設の整備には膨大な事業費を要するため、設計、施工から維持管理等といったライフサイクルコストの削減、費用の平準化、民間企業のノウハウの活用等が求め

られています。また、この調査は交付金を受ける際の要件のひとつとなっています。

検討にあたっては、民間事業者への参加意向等の調査を行い、その結果や先行事例から支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する事業方式を選定します。この調査につきましても令和8年度に行う予定です。

続きまして、7ページをご覧ください。

⑤の「環境影響評価」は、広域ごみ処理施設の整備による周辺環境への影響をあらかじめ調査し、その結果に基づいて、地域ごとの生活環境に配慮した、きめ細かな対策を検討するものです。広域ごみ処理施設の設置には、廃棄物処理法により「設置届」の提出が必要となりますが、その際に、環境影響評価の結果を添付する必要があります。

環境影響評価は、令和8年度から令和10年の実施を予定しており、ごみ処理施設、粗大・不燃・資源化施設、最終処分場の各施設を対象に実施する必要があります。

環境影響評価には、環境省の指針に基づいて行う「生活環境影響調査」と、岐阜県条例に基づいて行う「環境影響評価」があります。この2種類の「環境影響評価」は、それぞれ実施するための手続きが異なり、「生活環境影響調査」の場合は約2年間、岐阜県条例に基づく「環境影響評価」の場合は3～4年程度の期間を要します。

ごみ焼却施設の場合、処理能力が100t/日以上であれば、岐阜県条例に基づく「環境影響評価」を行うこととなります。「環境影響評価」について、どちらの調査を実施するかは、処理方式と施設規模が決定してからとなります。

8ページをご覧ください。⑥、⑦の「工事の発注及び施設整備」について説明します。

ここでは、施設整備基本計画の策定、民間活力導入可能性調査の結果を踏まえて、工事を発注するための仕様書等の作成と、施設を整備する事業者を選定します。事業者の選定にあたっては、「発注方式」「工事の発注範囲」「入札・契約方式」を決定する必要があります。

発注方式には、発注者が設計を行う「図面発注方式」と、建設工事の受注者が設計も含めて整備を行う「性能発注方式」があります。ごみ処理施設の建設工事では、土木・建築・機械・電気などの高度で複雑な技術を必要とするため、地方公共団体が独自に詳細な設計を行うことが困難であることや、詳細図面を提示することにより競争性を阻害する懸念があること等から、「性能発注方式」を採用することが一般的となっています。

工事の発注は令和9年度から令和10年度で行い、施設整備を令和11年度から令和14年度で行う予定です。

整備スケジュールの説明はこれで終わります。

続きまして、9ページの「事業主体の整理」についてご説明します。

地方公共団体は、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理計画を策定し、計画に基づいて一般廃棄物を処理しなければならないと定められています。また地方自治法において、地方公共団体は、計画的に広域行政を推進するための一部事務組合や広域連合を設置することができることとされています。ごみの広域化・集約化においては、一部事務組合の設置が広く採用されており、両市においても、今後一部事務組合設立の検討を行います。

両市の現状のごみ処理体制についてご説明いたします。

中津川市では、環境センターにおいて、本庁職員を除く職員と民間委託事業者を合わせた72人体制で運営しています。職員数の内訳につきましては基本構想の81ページをご覧ください。また、中間処理施設である「ガス化溶融施設」は、施設の設計建設を行った後に、維持管理を民間委託する「DB+0方式」を採用しています。DB+0方式は、下段に説明させていただいていますが、設計（デザイン）、建設（ビルド）に加え、運営（オペレート）の略で、公設民営+長期包括運営委託を採用しています。また、リサイクル処理施設や最終処分場につきましても、一部の業務を民間委託しています。

一方、恵那市は、エコセンター恵那、リサイクルセンター、最終処分場の3施設で、本庁職員を除く36人体制となっています。エコセンター恵那、リサイクルセンターの中間処理施設では公設公営方式が採用され、最終処分場は直営により運営しています。

10ページをご覧ください。「概算事業費及び財源計画の整理」についてご説明します。

まず、事業費についてです。

近年、円安の進行や輸入原材料の価格の高騰に伴い、物価が上昇しており、ごみ焼却施設の建設事業費も高騰しています。

平成27年度以降に入札が行われた、施設規模100～150t/日のごみ焼却施設の建設トン単価は、10施設平均で約9千7百万円となっています。また、その内の令和4年度に行われた2施設の平均トン単価は、約1億3千8百万円という結果となっております。国内外の社会情勢の変化は著しく、物価動向が読めない状況にあります。また、資源化施設や最終処分場の建設費につきましても、基本構想の86ページ以降に記載してありますので、ご確認ください。

次に支援制度についてです。

広域ごみ処理施設の整備にあたっては、国の交付金・補助金を活用することが考えられます。しかし、近年は、廃棄物処理施設の更新需要が増加傾向となっており、支援の要望額も増えてきています。このため国は、循環型社会形成推進交付金等を活用したごみ処理施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）を設定しました。

こうしたことから、処理能力の検討にあたっては、災害廃棄物の受入や、廃棄物エネルギー利活用等を考慮し、施設規模に応じた建設トン単価上限値への対応が求められます。

最後に、11ページをご覧ください。「今後の流れ」についてご説明します。

令和7年1月15日から2月13日までの約1か月間、両市のウェブサイトにおいて、市民等から意見を求める「パブリックコメント」を行います。提出されたご意見は、事務局において取りまとめ、検討委員会へご報告させていただきます。

意見の内容が、基本構想の策定に大きな影響を与えると認められる場合は、検討委員会を開催し、その取扱いをご協議させていただきます。

説明は以上です。

(委員長)

ただ今事務局から説明がございましたが、基本構想は今後、基本計画として、より具体的な議論をしていく形になるかと思います。今後のスケジュールについても、事務局から、最終的にはパブリックコメントを行うという説明もありました。

今回この基本構想につきまして、委員の皆様からパブリックコメント前にご意見・ご質問等していただきたいと思っております。よろしければ挙手をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

「質疑なし」

基本構想は、今後の基本計画の柱になるような部分になりますが、具体的なことは基本計画で策定されていきますので、もし今回意見が出ていなかったとしても、基本計画の中で、また議論ができるということもございます。

オブザーバーの皆様からは何かございますか。

(オブザーバー)

9ページ一番下の「現状のごみ処理体制」に、現在の職員数が書いてあります。

何を言いたいかと申しますと、今は人口減少で中小企業の従業員がなかなか集まらず、大変苦勞されております。昔は公共事業であれば、働く場も併せて作るような形でしたが、今は大変な時期を迎えまして、人口減少はこれからますます進み、中津川市ですと、合併した時は8万3千人おりましたが、今から25年後は5万9千人に減るという数字も出ております。そうすると一層労働者不足になるかと思えます。

候補地が決まると、機種を選定に入っていくと思えますが、そういった時に極力省力化できる、人間の手の世話にならないような方式がよい。先程の数字でも2施設でこの人数ですので、単純に半分になるかもしれませんが、それ以上に、公共事業としては今の時代に合わせて省力化を進めていただきたいという、これは要望になります。

(委員長)

今の件につきまして、事務局から何かございますか。

(事務局)

これから具体的な施策、基本計画策定にあたりましては、今頂いた省力化の方式等のご意見につきましても、両市間で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(委員長)

全国的に見ても従事者数というのは少なく、省力化に向けてメーカーもいろいろ検討・提案されているところもございます。これから基本計画の中でも少し議論しながら、また発注する際の要求水準書についても、そういったところも検討に入れながらできれ

ばと思いますので、よろしく願いいたします。

オブザーバーの皆様もよろしいでしょうか。

ご要望を頂きましたが、基本構想につきましてはこのまま提案のとおりとし、パブリックコメントを進めていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございました。それでは提案のとおり決定させていただきます。

議事（2）

（委員長）

続きまして、議事（2）「建設候補地公募要項及び評価基準の策定について」、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

それでは4番の議事（2）「建設候補地公募要項及び評価基準の策定について」ご説明いたします。資料2-1「中津川・恵那広域ごみ処理施設建設候補地公募要項（案）」と、資料2-2「建設候補地評価基準（案）」について簡潔に要点をまとめましたパワーポイント「資料2の説明」でご説明いたします。

それでは「資料2の説明」をご覧ください。議事（1）と同様に、第4回検討委員会で委員の皆様から頂いたご意見とご意見に対する方針、それから、建設候補地評価基準の評価項目を設定した視点について説明をいたします。

はじめに、「第4回検討委員会」で頂いたご意見と、それに対する方針について説明いたします。

建設候補地公募要項に関するご意見を4件頂きました。

1つ目は資料2-1「公募要項（案）」の2ページの公募要件に関するご意見で、自治会（区）内での合意はどのような形で得るのか。とのご意見です。

方針といたしましては、自治組織の長が自治組織の会則等により地域の合意を得ていただくこととします。

2つ目も公募要項に関するご意見で、土地所有者が他県の方や会社所有の場合は、どのように説明・確認をするのか。とのご意見です。

方針といたしましては、自治組織の長から土地所有者へ説明、確認をしていただきます。ただし、所有者が不明の場合は、相談窓口へご相談いただくこととします。

続いて、3つ目も公募要件に関するものです。暴力団員・反社会的団体との関与が無いことの確認は、口頭か文書のどちらなのか。とのご意見です。

方針としましては、自治組織の長が作成する誓約書をご提出いただきます。従いまして、確認は文書といたします。

4つ目は、公募要項(案)の3ページの選定方法についてです。選定方法について「所定の評価項目」、「評価基準」に基づき透明性を確保しつつ、公平かつ厳正な選定評価を行う。とあるが、応募者と面談の場を持ち、応募内容を把握する必要はないか。とのご意見です。

方針といたしまして、応募内容等を確認するため、応募者へのヒアリングを実施することとし、選定方法に追加することといたします。

3ページをご覧ください。続きまして、建設候補地評価基準に関するご意見を2件頂きました。

1つ目は、資料2-2「候補地評価基準(案)」の5ページ、3次評価(重み付け)で、2次評価でも良いが、環境保全の項目に「希少動植物の生息・生育の確認」を加えてはどうか。とのご意見です。

方針といたしましては、資料2-2「評価基準」の4ページの表3、2次評価内容の「環境保全」の資格判定項目に「希少動植物の存在」を追加することとします。

2つ目も3次評価(重み付け)に関するもので、「基本構想」で整理した評価項目の例から、当地域はどのような視点で評価項目を設定したのか、明確にした方が良い。とのご意見です。

方針といたしまして、当地域では「地域の合意形成」や「広域化の視点」を重点とした評価項目を検討します。また地域の協力度は、「応募書類」と「応募者へのヒアリング」により評価することといたします。

以上で、委員の皆様から頂いたご意見と方針の説明を終わります。

続きまして、4ページをご覧ください。「建設候補地選定の流れ」につきましては、第2回検討委員会においてご提案させていただきましたが、改めてご説明いたします。

候補地の選定は3段階の評価によって行います。

1次評価は、公募要件に適合しているかを確認することとし、事務局が対応します。

2次評価は、応募のあった土地が建設可能な土地であるか、法令等から適合を確認することとし、事務局が対応します。

3次評価は、広域処理を考慮した絞り込み、広域化の視点や土地利用、環境保全等の項目について、検討委員会で評価していただきます。

次に、1次評価から3次評価の各評価項目に関しまして、先程意見と方針でご説明いたしました。他の都市の事例を参考に、今回、当地域がどのような視点で評価項目を設定したのかについて、次ページ以降で改めてご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。このページでは、1次評価の「応募資格」における他都市の事例を示しています。ページの右上に「応募資格」について整理した、資料1「基本構想」の該当ページを記載してありますのでご参考にしてください。

ごみ処理施設の建設には、十分な面積の確保が必要であるため、地権者が複数になる場合や地区を跨ぐことも考えられ、応募資格者は、地域を取りまとめられる立場の方が望ましいと考えられます。

他都市の事例25件では、自治会(区長)が21件と最も多くなっています。また、土

地所有者や町内会長等を含めた複数の資格者が設けられている事例もあります。

6ページをご覧ください。このページでは、1次評価の「応募要件」における、他都市の事例を示しています。

要件を厳しく設定すると、応募が少なくなることが考えられ、多くの応募を募るため、応募要件は最低限とし、公募によるメリットを生かせる要件とする傾向があります。

他都市の事例25件では、「用地面積」が24件、「合意形成」が21件、続いて「立地」や「土地所有者の承諾・合意」が多く、その他の項目については少数となっています。

7ページをご覧ください。このページは前回の「第4回検討委員会」でお示した、当地域の1次評価の内容となります。

はじめに、一部修正させていただきたい事項がございますのでご説明します。

修正箇所は「応募資格」についてです。今回は、自治会長又は区長による応募をご提案しましたが、自治会や区に限らず、自治組織から応募いただけるように「自治組織」といたします。これに伴い、公募要件の3つ目については、「自治会（区内）の合意を得ていること」を「自治組織内での合意を得ていること」に修正させていただきます。

次に、他都市の事例を参考に、当地域がどのような視点で設定したのかを、改めてご説明します。

「応募資格」につきましては、5ページの他都市事例でご説明しましたが、ごみ処理施設の整備にあたっては、一定の広さの用地を確保する必要があり、地権者が複数の場合や、地域を跨ぐことも考えられるため、応募資格者は、土地が所在する地域内の自治組織の長とします。また、土地の所有者や事業者等による応募については、事前にご相談をいただくこととします。

次に「応募要件」につきましては、6ページの他都市事例でご説明しましたが、要件を厳しくすると応募者が少なくなる。多くの応募を募るためには、応募要件は最低限とし、公募のメリットを生かせる要件とする。他都市の事例から、「用地面積」「立地」「合意形成」「土地所有者への説明・確認」「暴力団員・反社会的団体との関与の有無」の5項目とします。

8ページをご覧ください。このページは、2次評価の「土地利用可否の要素における他都市の事例」を示しています。

土地利用の可否に関わる要素には法的な規制や地形条件等があります。法的規制は「建築」「都市計画」「道路」「河川」「農業」など様々な分野に係りますが、その法的規制の中には対策工事や諸手続きを講じることで、施設整備が可能となる場合があります。

分類の「1. 自然災害関係」では、地滑りや斜面崩壊、土石流、洪水などが項目として設定されています。

9ページをご覧ください。このページも他都市の事例です。

分類2の「自然環境、史跡・名勝・天然記念物の保護関係」では、自然公園地域や緑地環境保全地域、森林地域などを、分類3の「生活環境保全関係」では、市街地や都市公園

ゴルフ場等、航空法に基づく制限表面を、分類4の「その他」では、国県の固有施設、河川・湖沼を、他都市では土地利用可否の要素として設定しています。

10 ページをご覧ください。

このページは「第4回検討委員会」でお示した、当地域の2次評価の内容となっておりますが、冒頭でご説明した、「第4回検討委員会」で頂いたご意見と方針のとおり、資格判定項目の「環境保全」に「希少動植物の存在」を追加しましたので、よろしくお願いいたします。

2次評価では、施設整備が困難、又は事業が円滑に進められないと判断された場合のみを対象外とすることとし、他都市の事例を参考にしながら、各項目を「土地利用」、「環境保全」、「災害防止」の3つの資格判定項目に整理しました。

11 ページをご覧ください。このページは、3次評価の重み付け評価における他都市の事例のうち、「評価項目数」を示しています。

他都市 25 件の事例では「評価項目数」は 12～38 項目設定されており、平均は 23 項目、中央値は 24 項目となっております。

次に、12 ページと 13 ページをご覧ください。このページは重み付け評価における他都市事例の「評価項目」を示しています。

法令等による制限や経済性、用地取得の容易性、住宅・教育・医療・福祉施設との距離、土地の状況・地盤の安全性、収集運搬の効率性等が多くなっています。

14 ページをご覧ください。

このページは「第4回検討委員会」でお示した、当地域の3次評価の内容となっておりますが、事務局で再度整理を行い、一部を修正させていただいた項目が2点ございますのでご説明します。

1点目は、前回、評価項目3の「環境保全」の中で「周辺景観との調和」について、その影響を評価基準としてお示しましたが、「公募要件」に人口重心地から 10 km 範囲内と示しており、ごみ処理施設は、どこからも見えることが想定されるため、評価指標から削除いたしました。

2点目は、評価項目6の「合意形成」の中で、「隣接市町・周辺地域との距離」について、敷地境界からの直線距離を評価基準としてお示しましたが、距離のみで評価できるものではないとの結論に至り、評価指標から削除いたしました。

3次評価の重みづけ評価では、公募のメリットを生かせる、広域化の視点や合意形成の項目を重点としています。そして、土地利用、環境保全、防災性等の7項目を設定し、評価するとともに、応募地域へのヒアリングにより、総合的に評価をします。

それでは 15 ページをご覧ください。建設候補地の評価基準に関するまとめです。

1次評価は「応募資格と応募要件の適合」を確認する評価として、応募資格者は自治組織の長とし、応募要件としましては、「用地面積」、「立地」、「合意形成」、「土地所有者への説明確認」そして「暴力団との関与」を定めて評価します。

2次評価は「土地利用可否の要素」を確認する評価として、土地の利用、環境保全、災害防止に関する法規制や地形条件を確認する等、施設整備が困難又は事業が円滑に進められないと判断された場合のみ候補地の対象から外します。なお、対策工事や諸手続きにより、整備が可能となる場合もあります。

3次評価では、「重みづけ評価」として、重点項目は、公募のメリットを生かせるために、「広域化の視点」それから「合意形成」に重きを置きます。そして応募地域の協力度の評価につきましては、「地域合意の状況や地域からの要望」、そして「整備対象施設等」を応募書類と応募者へのヒアリング、意見交換を実施し、その結果により総合的に評価していきたいと考えています。

以上ですが、「評価基準」についてのご議論をお願いいたします。
説明は以上です。

(委員長)

前回から少し修正を加えているということですが、この件につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

この形でこの委員会で認められれば、この形で公募を進めるということによろしかったでしょうか。

(事務局)

本日ご説明させていただいた内容につきましてお認めいただけましたら、両市間で公募要項の策定に向けて詳細を詰めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

基本的には、ここで了承されたものを両市で確認した上で公募を進めていくということですので、是非今のうちに、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

応募資格の面積は2ha以上となっていますが、これは施設を作るだけの最低条件ということだと思いますが、以前言われたように、最終処分場はまた公募などをするのか、それは割愛されてしまっているのかといったところは如何でしょうか。

実際5haという大きな土地があれば一番良いのですが、無い場合に分散型という形になると、次の最終処分場はどこに持っていくのかという話もまた出てくると思いますし、処理施設の中にあれば効率が良いと思いますが、違う所に持っていかうとすると運搬費などいろいろなものがかかってくると思いますが、その点はどうでしょうか。

(事務局)

まず一体整備との兼ね合いですが、ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場の施設整備につきましては、令和4年3月に両市が締結した基本合意に基づき、広域化協議の対象施設となっております。中津川市環境センターは3つの施設が一体整備された施設ということで、広域化のモデルの1つと捉えております。基本構想におきましても、

第4章で必要な施設ということで、それぞれの施設の規模や面積について整理させていただいたところです。

今回公募を行うにあたり 2ha から公募を始めるということについては、これまでの委員会でもご意見を頂いたところですが、公募にあたって一番懸念するのは応募がないということです。合理性、経済性等からも一体整備できることが望ましいですが、地域で用地の選定、合意形成をしていただく必要がございますので、まずはごみ処理施設を優先的に考えました。ごみ処理施設には 1.2ha の平地が必要と整理しておりますが、1.2ha では余裕がないということにもなるため、中山間地域という土地柄も考え、2ha からということで公募要件とさせていただきます。

ここに何を整備するかということにつきましては、地域でよく協議を重ねていただき、受け入れていただける施設がどこまでかということになりますが、地域と合意の上で最終的に決まった候補地が、最終処分場はできないということになった場合、これは広域化協議の対象施設となっておりますので、その時点で、再度両市で最終処分場についてどういった方針で今後整備していくかを改めて協議していくことになります。

(委員長)

私も気になっていました。2ha からと書いてあるため、読んだときに焼却施設が優先なのかと思いますが、5ha で応募が来たら何を造るのだろうと思うため、先程言われたような形で、優先順位をある程度明記しておいた方がいいのかなという気がしました。

もう一つは、最終処分場は 10km 圏内にある必要はないと、委員会の中でも話があったと思いますので、今回一体で整備できればいいとは思いますが、そうでない場合は 10km 圏内を外して、新たに考えるというものもあっていいのではないかという気がします。

今のご意見を頂いた中で、もう少し公募の中で分かりやすくするのはどうかという思いがありましたので、両市で検討いただく時にもし必要であれば、そういうこともしただけたらと思っています。

他に何かございませんでしょうか。

オブザーバーの皆様はいかがでしょう。

(オブザーバー)

今のことに関連する話ですが、面積要件的な話は、1.2ha と 0.8ha を足して 2ha ということですぐ結びつく気もするため、優先順位と、最終処分場は整備しなくてもいいのかということについてどのように考えているかを書いておくべき。曖昧さがあると応募しない理由になってしまうと思う。明確にしないと、わからないということで止めておこうという話になりかねないため、応募を求めるのであれば、その辺をどう考えるかは明確にしないと進まないのではないかと。

アセスメントをずっと担当していたため、廃掃法に基づく生活環境影響調査の方は少なくともやらなくてはならないが、県条例アセスが行われれば、その結果をもってやらなくてもよくなるという整理が、今の説明では全然わからなかった。

県条例アセスをやるべきところについて、100t 以上だけという書き方をされているが、最終処分場の 5ha 以上も、別の場所でやるのであれば、アセスをもう 1 回やらなくてはならないことになり、コスト的には一気に上がることになると思う。ごみ焼却施設が

100t/日以上で、付帯設備で最終処分場なども全部あれば、一体で1回のアクセスで済むが、5ha以上の最終処分場をまたやるとなると、アクセスをもう1回やることになるため、かかるコストを考えた場合にその辺をどうやるかということを確認しておかないと、後でコストがいっぱいかかりますという話になりかねない。その辺をしっかりと整理した上で、公募をしないといけないと思います。

(委員長)

事務局から何かお答えできることはありますか。

(事務局)

2haから始めることについては、最初からリサイクル施設をセットとするものではなく、まずはごみ処理施設の1.2haの整備が優先ということに基づいて、少し広めに見ています。基本構想の中で、施設の方針は、示していませんので、整備の優先順位や、両市の様々な思いというのは、今後、公募を実際に行う際や基本計画の中で示していくことで考えています。

そしてご助言いただきましたアクセスの関係ですが、別のところに最終処分場を造ると、5haを上回った場合は県条例のアクセス、下回った場合でも環境影響評価が要ることは明らかですので、その分当然コストが2倍かかることとなります。今後、公募していただいた地域と協議を進めながら、一方で財源の計画、コストについても十分配慮しながら、両市で最善の方向性を定めていきたいと思っています。

(委員長)

事務局から答えがありました、よろしいですか。

改めて委員の皆様、オブザーバーの方も含めて、全体でご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

今の西山の地続きに焼却施設を作るということもあり得るのでしょうか。最終処分場はまだ余地が何年かあるわけですね。人口重心地から10km圏内という、西山も入りますが、例えば恵那市の今の処理施設も入るのでしょうか。

公募ということでここまできているのですが、どちらかに焼却施設を造るということについても、この間、佐久平区リンセンターの見学に行きましたが、焼却施設だけなら、全く煙も、臭いも、有害物質も出ない、水蒸気だけということになると、問題はごみの収集車輛の乗り入れの問題だけのようになります。焼却施設であれば本当に2haか1.5ha程度、そこにリサイクル施設もセットするのであれば、2haあればよいわけですね。私の場合は佐久平クリーンセンターを見学して、焼却施設のイメージが全く変わりました。全く住宅地の中とは言いませんが、横にスキー場があり、搬入の問題さえ解決すれば、結構住民が住んでいる近くにあった方が、経済的だと思います。

そうすると、今の西山も用地があれば、全然悪くない。地域の住民から、焼却施設が9年後にどこかへ移ってしまうと、交付金が無くなってしまおうのかという言葉も聞きました。そうするとあえて公募し、新たに建物を建てる必要があるのかなと思います。

もう1つは、市民に今の焼却施設はこういうものだということをもっとアピールしたら、全然イメージが変わるような気がします。最終処分場の埋立は、有害物質が出るとかいうイメージが強いですが、焼却だけに関しては、搬入の煩わしき以外、そういうイメージは全く無い感じがします。

(委員長)

公募ということでここまで進んでいるのですが、今のご意見について、何かお答えできることはありますか。

(事務局)

まず一旦は公募ということで募集をさせていただくことで決まっておりますので、基本的には、この地域から候補地として応募があるということが前提になります。公募した結果、応募がない、公募であがってきたところに適地がないとなった場合には、また次の検討として、今のところに作ったらどうかという議論も出てくるかもしれませんが、今の事務局の提案としては、一旦は公募でやらせていただきたいということで、地元からの応募に基づいて候補地を選定したいということでお願います。

(委員)

もし応募がなかった場合、西山に作る余地はあるのですか。全く無ければ選択肢は無いということになりますか。

(事務局)

そのことを言うと、いろいろと誤解を生む可能性があります、ただそれは全くゼロということではないと思います。今あるところも、今ないところも含めて、応募が無ければ再検討、どこが適地かというところを改めて検討することになりますので、ここも候補としては入る。10km圏内は全部候補になるということも含めて、ここも候補になると思います。

(委員長)

今回は公募で一度は決めさせていただきたい、というのが事務局の提案ということで、これで説明させていただければと思います。

焼却施設をご覧になってイメージが変わったということと、やはりこれをもっと市民の方にきちんとお伝えして、皆様に分かっていたいただくのが必要だろうということは、重要な話だと思います。

もう一つは、最終処分場もそれほど変なものが出ているわけではないため、こちらの安全性についても、もし必要であれば説明をする形をとっていかないと、なかなかご理解いただけない可能性はあると思います。その辺もこれからきちんと説明をしていただきたいというのが、私の要望です。

(委員)

補足になりますが、恵那市の今のごみ処理施設は道路の道幅が狭いため、要件に（道

路幅員) 7mが含まれていることから、厳しいと思います。

(委員長)

ご意見を頂いた中で、これからこういう形で公募をまずは進めさせていただきたいということで、この委員会ではこれを了承するということがよろしいでしょうか。

それでは、この公募ということで決めさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

4. 今後の予定

(委員長)

次に4番、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

慎重なるご検討をいただきまして、ありがとうございます。おかげをもちまして、一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)と建設候補地公募要項及び評価基準を策定することができました。

それでは4番、今後の予定についてご説明させていただきます。

まず、令和6年度中の予定についてご説明します。

(1)は、本日決定いただきました、「一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)」につきまして、1月15日(水)から2月13日(木)の約1ヶ月間でパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からご意見を頂きます。頂いたご意見につきましては、事務局においてとりまとめ、委員及びオブザーバーの皆様へご報告いたします。

ただし、頂いた意見の内容が、「基本構想」の策定に大きな影響を与えると認められる場合は、委員長と相談のうえ、検討委員会を開催し、その取扱いを協議させていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、(2)検討委員会の中間報告についてご説明します。策定いただいた「基本構想」は、中間報告書として、2月下旬から3月上旬に委員長から両市市長へ報告させていただきます。

次に、令和7年度の予定についてご説明します。

(1)建設候補地の選定は、公募により4月～7月の期間で募集を行います。

(2)では、応募のあった土地について1次評価・2次評価を、8月から9月の間に事務局で評価させていただきます。

次に(3)第6回検討委員会において、委員の皆様にご覧いただき「3次評価」をしていただきます。委員会の開催は9月を予定しています。

そして(4)建設候補地を12月までに決定する予定です。

以上で事務局からの説明を終わります。

(委員長)

ありがとうございました。今の事務局からの説明について何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(副委員長)

2次評価・3次評価をやるということですが、仮に2次評価で残り1候補地に絞られた場合、それでも3次評価をやるのかどうか。もし3次評価をやらないということになると、検討委員会の議論を経ずに決まってしまうこととなりますが、その辺をどのようにお考えかということ。もし3次評価を1候補地でもやる場合、点数は付きますが、例えばそれに足切りみたいなものがつくのかどうか。点数を満たしていない場合は、我々検討委員会でそれは除外するという可能性もあるのかについて確認させていただきたいと思います。

(事務局)

2次評価を終えた段階で候補地が1箇所となった場合も、3次評価は実施することといたします。その際に基準点を設けるかということですが、地域とよくヒアリングを行い、この土地が適地なのかどうかということを総合的に判断したいと思っておりますので、地域とのヒアリング結果についても付け加えさせていただきながら、最終的に適地かどうかを、検討委員会の方でご判断いただきたいと思います。

(委員長)

他に何かございますか。オブザーバーの皆様、いかがでしょうか。

(オブザーバー)

今は、最後に1箇所残った場合、ということでしたが、公募がなかった場合はどうされるのでしょうか。

(事務局)

公募がなかった場合の評価の手順は、資料2の4ページをご覧ください。右側に手順の流れということで、上の方から、公募要件と評価基準を整理しました。

候補地を公募し、その結果、応募がなかった場合というのが右側にございますが、今後の選定方法を改めて検討するということになり、まずは検討委員会の方に応募がなかったことを報告したのち、その後の選定方法について、検討委員会にご相談をさせていただくということになります。

(オブザーバー)

公募以外ということだと、行政の方で決めて一方的に、あるいは両方混ぜたような方法、それと公募という3つの方法で、今まで検討したかと思うのですが、残りの2つの方法でやる形になるのですか。

(事務局)

まず、応募がなかったことの原因究明が大事だと思います。公募の要件がよくなかつ

たのかをしっかりと見極めた上で、公募要件を改めれば応募が出てくるのかどうかといったことを判断した上で、再度公募するのか、あるいは手を尽くしても公募が無いだらうと判断した場合には、他の手法についても検討することになると思います。

(委員長)

とりあえず今回は公募を行うということで、まずは応募があることを祈りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

それでは、4番の今後の予定については、これで終了とさせていただきます。

5. その他

(委員長)

次に5番のその他について、事務局から何かございますか。

(事務局)

はい、事務局からは特にございません。

(委員長)

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

それでは進行を事務局にお戻しします。

6. 閉会

(事務局)

ありがとうございました。

閉会の挨拶を副委員長にお願いしたいと思います。

(副委員長)

本日は雪の影響も心配されましたが、無事開催でき、委員会としても、基本構想、公募要項や評価基準の案が了承されたということでよかったですと思います。

今年はパブコメを経て、公募、評価と続きます。応募があることを期待して、第6回の委員会の評価を楽しみに待ちたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

これもちまして、第5回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を閉会いたします。

委員及びオブザーバーの皆様には、長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございました。